

環創環評161号
令和2年7月31日

横浜市環境影響評価審査会
会長 奥 真美 様

横浜市長 林 文子



(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業に係る
環境影響評価方法書について(諮問)

横浜市環境影響評価条例第18条第2項の規定に基づき、(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン
整備事業に係る環境影響評価方法書について、調査審議していただきたく諮問します。

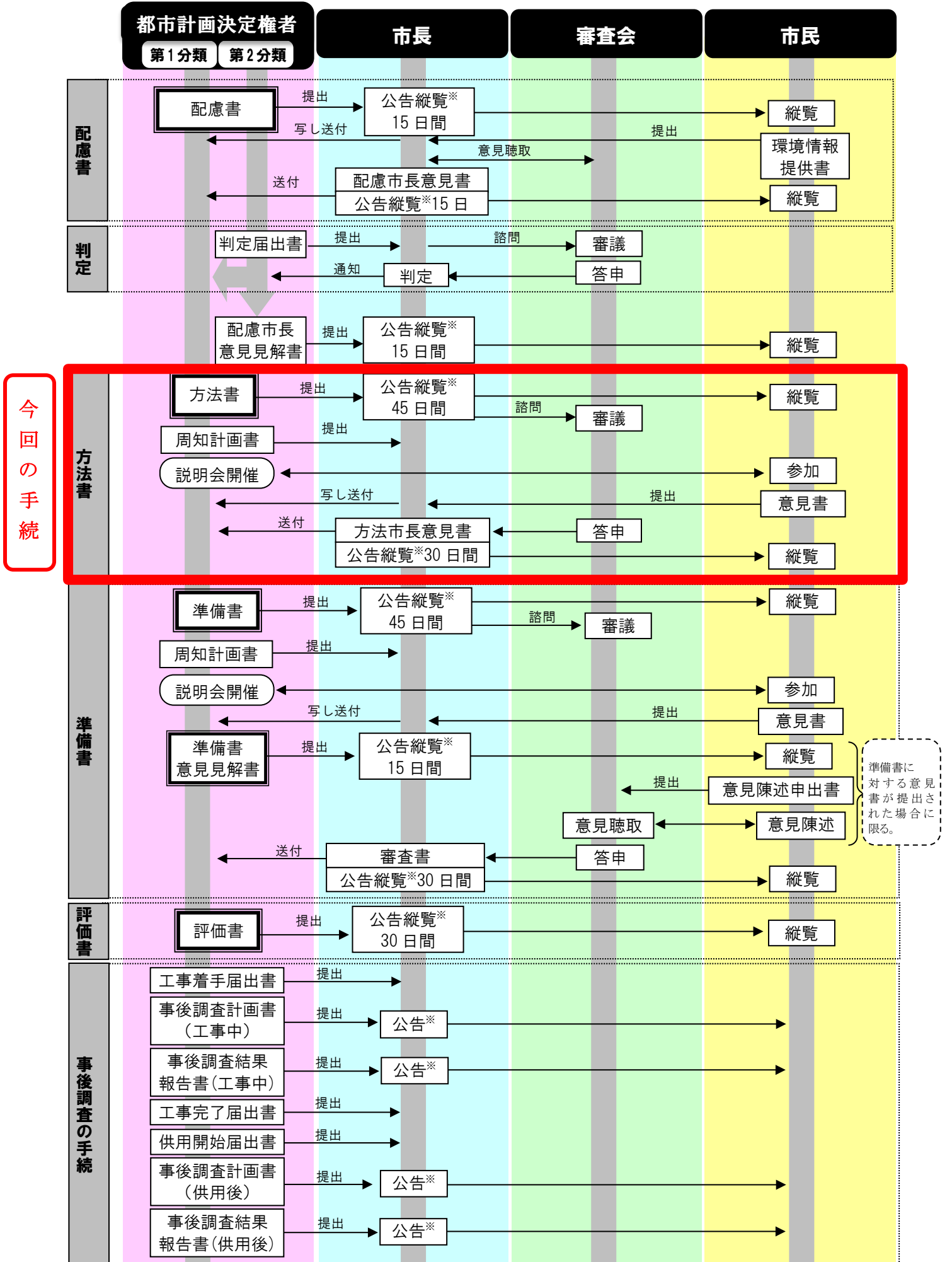
担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課
黒澤、高橋、二渡
電話 045-671-2495

**(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業
環境影響評価方法書に係る手続について**

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 2 鉄道及び軌道の建設
都市計画特例	[条例第46条第1項] 都市計画決定権者が事業者になって手続を行う。
図書の提出	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第17条第2項] 提出：令和2年7月10日
図書の公告等	[条例第18条第1項] 公告：令和2年7月21日 (広報よこはま7月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで公表)
図書の縦覧等	[条例第18条第1項] 縦覧期間：令和2年7月21日～令和2年9月3日 縦覧場所：横浜市役所市民情報センター及び瀬谷区役所区政推進課 (横浜中央図書館及び瀬谷図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施)
審査会への諮問	[条例第18条第2項] 諮問：令和2年7月31日
図書の概要の周知	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第19条第2項] 周知計画書：令和2年7月15日提出 方法書対象地域：瀬谷区の一部 周知方法：「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」 を方法書対象地域に加えて旭区の一部にもポスティング（約 23,000部、7月21日から順次投函開始）

項目	内容
説明会の開催	<p>[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第19条の2第1項]</p> <p>開催日及び場所：令和2年8月1日及び5日 瀬谷公会堂 令和2年8月2日及び4日 旭公会堂</p>
意見書の提出	<p>[条例第20条第1項]</p> <p>提出期間：令和2年7月21日～令和2年9月3日</p>
方法市長意見書の作成	<p>[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第21条第1項]</p> <p>市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付する。</p>
方法市長意見書の公告・縦覧	<p>[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第21条第2項]</p> <p>市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧を行う。</p>

【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手続の流れ



※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日 施行)